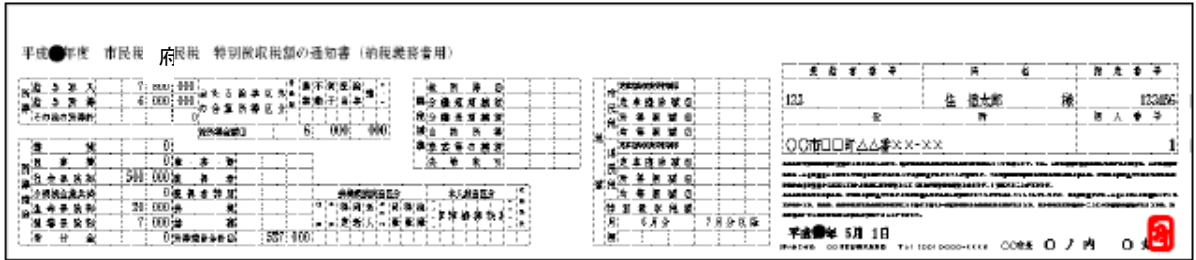


就学支援金・奨学のための給付金に添付する課税証明書等について

◎特別徴収税額決定通知書(サラリーマン世帯の方)
【例】



毎年5月下旬～6月頃に、お勤めの会社から配布されます。
 今回提出していただくのは、H30年の5月～6月に配布された平成30年度のもので、
A3サイズの紙に横長にコピーをとっていただきご提出ください。
 原本を提出されましても、返却はできませんのでご了承ください。
 お手元に特別徴収税額決定通知書がない場合は、課税証明書を提出してください。

◎納税通知書(自営業等の方)

納税通知書はお住まいの市町村によって形式と枚数が異なります。
A3サイズの紙に全てのページを原寸大でコピーをとっていただきご提出ください。
A3サイズ1枚に収まらない場合は複数枚になっても構いません。
 原本を提出されましても、返却はできませんのでご了承ください。
 お手元に納税通知書がない場合は、課税証明書を提出してください。

◎課税証明書・生活保護証明書

【例】

平成〇〇年度 市民税 府民税 課税証明書					
納税義務者	住所	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇-〇	氏名	住 信太郎	
平成〇〇年度 合計所得金額	6,000,000	市民税 所得割額	100,000	府民税 均等割額	5,000
		府民税 所得割額	20,000	年税額	150,000
所得金額		収入金額		所得控除の内訳	
総所得	6,000,000	総所得	7,000,000	基礎控除	380,000
給与所得	6,000,000	公的年金		社会保険料	10,000
営業所得等		分属課税の所得		小規模	0
農業所得		土地等	0	社会保険料	0
不動産所得		一般	0	健康保険料	0
利子所得		短期譲渡控除後	0	府民税	0
配当所得		長期譲渡控除後	0	障害者控除	0
雑所得		山林・遺贈	0	控除額	390,000
譲渡一時所得		株式等	0		

上記のとおり間違いのないことを証明します。
 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市長 銀行 個人

お住まいの区役所、又は市税事務所で申請してください。地域によって発行手数料、受付窓口開庁時間など異なりますので、ホームページ等でご確認ください。マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアでも発行できます。
平成30年度分(平成29年中の所得)で、すべての項目が記載された証明書が必要です。*で表示されている箇所があるものは不可です。**

生活保護証明書を提出される方は、平成30年7月1日現在で生業扶助を受給しているということが条件となっております。証明書の取得は必ず7月1日以降でお願いします。

☆就学支援金と奨学のための給付金の両方を申請される方でも、税証明書は就学支援金にのみ添付してください。